

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 7 条第 1 項の規定による「豊橋市北部学校給食共同調理場整備・運営事業」を実施する民間事業者の公募による選定のため、総合評価一般競争入札を行うに当たって、入札条件等につき次のとおり公告する。

平成 20 年 4 月 25 日

豊橋市長 早 川 勝

## 第 1 入札に付する事項

1 事業名 豊橋市北部学校給食共同調理場整備・運営事業  
(以下「本事業」という。)

2 事業場所 豊橋市石巻本町字枇杷地内ほか

3 事業概要

本事業は、豊橋市北部学校給食共同調理場（以下「本施設」という。）を設計・建設し、これを維持管理・運営するものである。

落札者は、特別目的会社（以下「SPC」という。）を会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として設立し、PFI 手法（公共施設等の建設・維持管理・運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して実施する手法）により、本施設の設計、建設、維持管理及び運営の各業務を行うものとする。

4 事業期間 事業契約締結日から平成 37 年 3 月 31 日まで

5 債務負担行為

豊橋市（以下「市」という。）は、本事業契約に関して、「6,910,000 千円に金利変動及び物価変動等による増減額を加算した額」を限度額とした債務負担行為を設定している。

## 第 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 応募者の構成等

本事業の応募者は、本施設の設計業務に当たる者（以下「設計企業」という。）、本施設の工事監理業務に当たる者（以下「工事監理企業」という。）、本施設の建設業務に当たる者（以下「建設企業」という。）、本施設の維持管理業務に当たる者（以下「維持管理企業」という。）及び本施設の運営業務に当たる者（以下「運営企業」という。）を含むものとする。

設計企業、工事監理企業、建設企業、維持管理企業及び運営企業のうち、複数を一企業が兼ねることは可能である。ただし、下記 3 (2)の ク に示すとおり、建設企業は、工事監理企業を兼ねることはできない。

応募者は、構成企業及び協力企業を定めるものとし、それぞれの定義は次のとおりとする。応募者は、入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の提出時に、構成企業並びに協力企業名及び担当する業務を明らかにすること。

- (1) 構成企業とは、SPC に対して出資する者であり、SPC が直接業務を委託し、又は請負わせることを予定する者をいう。
- (2) 協力企業とは、SPC に対して出資は行わない者であり、SPC が直接業務を委託し、又は請負わせることを予定する者をいう。

## 2 応募者の参加資格要件（共通）

応募者の構成企業及び協力企業は、いずれも以下の要件を満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (2) 次の法律の規定による申立て又は通告がなされていない者であること。
  - ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て又は同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法施行による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続開始の申立て
  - イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て又は平成 12 年 3 月 31 日以前に、同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる和議事件に係る同法施行による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立て
  - ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立て又は同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条の規定による破産申立て
  - エ 清算中の株式会社である事業者について、会社法第 511 条に基づく特別清算開始の申立て
- (3) 入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書を提出する時までに直近 2 か年の国税、都道府県税及び市町村税を完納していること。ただし、入札公告時に市が発注する建設工事等の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有している者は除く。
- (4) 市が本事業について、北部学校給食共同調理場改築事業 P F I アドバイザー業務を委託しているパシフィックコンサルタンツ株式会社、パシフィックコンサルタンツ

株式会社が本業務の一部を委託している日比谷パーク法律事務所並びにこれらの企業と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。

- (5) 豊橋市北部学校給食共同調理場整備・運営事業審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。  
※「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株主総数の 50 パーセントを超える株式を有し、又はその出資総額の 50 パーセントを超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。
- (6) 応募者の構成企業及び協力企業並びにその企業の子会社（会社法第 2 条第 3 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による子会社をいう。）又は親会社（会社法第 2 条第 4 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による親会社をいう。）が、他の応募者の構成企業及び協力企業として参加していないこと。ただし、運営企業のうち、配送・回収業務を担当する企業については、複数の応募者の協力企業となることは可能とする。
- (7) 入札公告日から落札者決定までの間において、市の指名停止措置を受けていないこと。

### 3 業務に当たる者の参加資格要件

上記 1 に示す各業務に当たる者は、それぞれ以下の要件を満たさなければならない。なお、特段の記述がある場合を除き、複数の要件を満たす者は、当該各業務に当たる者を兼ねることができる。

#### (1) 設計企業及び工事監理企業

- ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- イ 平成 20 年度に市が発注する建設工事等の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有し、その希望する業種が設計であること。
- ウ 平成 10 年度以降に、延床面積 1,600 m<sup>2</sup>以上の施設の基本設計若しくは実施設計の実績を有していること。
- エ H A C C P 対応施設に対する相当の知識を有していること。

#### (2) 建設企業

- ア 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条の規定による特定建設業の許可を有すること。
- イ 平成 20 年度に市が発注する建設工事等の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有し、その希望する業種が建築一式工事であること。
- ウ 建設業法に規定する建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が 820 点

以上であること。

- エ 平成 10 年度以降に、延床面積 1,600m<sup>2</sup> 以上の新築又は増築工事を完了した実績を有すること。
- オ 建設企業が単独の場合は上の ア から エ のすべての要件を満たすこと。また、必ず SPC に対する出資を行うこと。
- カ 建設企業が複数の場合は、そのうちの少なくとも 1 社が上の ア から エ のすべての要件を満たし、その他の建設企業については ア から イ の要件を満たすこと。また、上の ア から エ のすべての要件を満たすもののうち、少なくとも 1 社は SPC に対する出資を行うこと。
- キ 次の基準を満たす監理技術者を建設期間中、本事業に専任で配置できること。なお、建設企業が複数の場合は、建築一式工事のうちの少なくとも 1 社が本要件を満たすこと。
  - (ア) 建設業法及び建設業法施行令(昭和 31 年政令第 273 号)に基づく一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する者であること。
  - (イ) 入札公告日以前に建設企業と 1 年間以上の直接的な雇用関係にあること。
  - (ク) すべての建設企業は、工事監理企業を兼ねることはできない。

#### (3) 維持管理企業

- ア 業務を実施するために必要となる資格等を有し、有資格者を本事業に配置することが可能のこと。
- イ 維持管理企業が単独の場合は、必ず SPC に対する出資を行うこと。
- ウ 維持管理企業が複数の場合は、そのうちの少なくとも 1 社が上の ア の要件を満たすこと。また、少なくとも 1 社は SPC に対する出資を行うこと。

#### (4) 運営企業

- ア 学校給食施設又は集団調理施設等における調理業務の実績及び運営能力を有していること。
- イ H A C C P に対する相当の知識を有していること。
- ウ 運営企業が単独の場合は上の ア から イ のすべての要件を満たすこと。また、複数の場合は、そのうちの少なくとも 1 社が上の ア から イ のすべての要件を満たし、SPC に対する出資を行うこと。

### 第3 入札手続に関する事項

#### 1 担当部署

豊橋市教育委員会教育部保健給食課

〒440-8501 豊橋市今橋町 1 番地

電話 0532-51-2821 FAX 0532-51-2066  
E-mail hokenkyushoku@city.toyohashi.lg.jp

## 2 入札説明書等の交付方法

入札説明書等は、平成 20 年 4 月 25 日（金）から平成 20 年 8 月 19 日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）豊橋市教育委員会教育部保健給食課において閲覧に供する。

なお、原則として入札説明書等は配布しないので、必要に応じて豊橋市公式ウェブサイト ([http://www.city.toyohashi.aichi.jp/bu\\_kyoiku/kyushoku/pfi/index.html](http://www.city.toyohashi.aichi.jp/bu_kyoiku/kyushoku/pfi/index.html)) からダウンロードすること。

## 3 入札説明会の日時及び場所

### （1）日時

平成 20 年 5 月 8 日（木）午前 10 時から

### （2）場所

豊橋市役所 東 85 会議室（東館 8 階）

（所在地：〒440-8501 豊橋市今橋町 1 番地）

なお、参加申込みについては入札説明書を参照すること。

## 4 入札参加表明書等の受付期間、提出先及び提出方法

### （1）受付期間

平成 20 年 4 月 25 日（金）から平成 20 年 6 月 13 日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

### （2）提出先

豊橋市教育委員会教育部保健給食課

〒440-8501 豊橋市今橋町 1 番地

電話 0532-51-2821

### （3）提出方法

持参若しくは郵送すること。

### （4）その他

郵送の場合は平成 20 年 6 月 13 日（金）必着とする。また、送付に当たっては「豊橋市北部学校給食共同調理場整備・運営事業入札関係書類在中」と朱書きの上、書留により送付すること。

## 5 入札日時等（入札書類の提出等）

### （1）日時

平成 20 年 8 月 20 日（水） 午前 9 時から午後 4 時まで

(2) 提出場所

豊橋市教育委員会教育部保健給食課

〒440-8501 豊橋市今橋町 1 番地

電話 0532-51-2821

(3) 提出方法

持参すること（郵送不可）。

(4) その他

入札書類の作成方法等については入札説明書を参照すること。

#### 第 4 落札者の決定方法

入札説明書等で示す要件をすべて満たしている提案をした入札参加者の中から、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 3 項に規定する総合評価一般競争入札により落札者を決定する。

#### 第 5 落札者の決定基準

「豊橋市北部学校給食共同調理場整備・運営事業落札者決定基準」のとおりとする。

#### 第 6 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 本事業における建設工事費等相当額（本事業における設計業務に係る費用、建設業務に係る費用、これらの業務に係る付随費用及び SPC 利益のうち当該業務に係る部分の相当額）と当該額に係る消費税及び地方消費税相当額との合計額の 10 パーセント以上に相当する金額の契約保証金を納付するものとする。また、市を被保険者とする履行保証保険（付保率は本事業の建設工事費等相当額と当該額に係る消費税及び地方消費税相当額との合計額の 10 パーセント以上）を付保することをもって、契約保証金の納付に代替することが可能である。

3 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者のした入札、入札参加者に求められた義務を履行しなかった者の入札、その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

#### 4 契約の締結

落札者は、本事業契約に向けての基本協定書を市と締結し、速やかに SPC を設立した後、市と SPC が本事業に関する仮契約を締結する。その後、議会の議決を経た後に本契約を締結する。

#### 5 その他

詳細は入札説明書等を参照すること。なお、提出された書類については返却しない。